

（第 2 1 号議案）

中野区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条（略） （定義） 第 2 条 この条例において「職員」とは、中野区立幼稚園教育職員（中野区立幼稚園の園長、 <u>副園長、教諭及び養護教諭</u> をいう。）をいう。 第 3 条～第 5 条（略） 附 則 <u>この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条（略） （定義） 第 2 条 この条例において「職員」とは、中野区立幼稚園教育職員（中野区立幼稚園の園長、 <u>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)</u> をいう。）をいう。 第 3 条～第 5 条（略）